

山梨県公報

第四百四十号

令和六年

一月十五日

月 曜 日

目次

- 指定納付受託者の指定……………五
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………五
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………六
- 公 告
- 笛吹川都市計画の変更案の縦覧……………六
- 落札者の決定について……………七
- 公安委員会
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………七

告 示

山梨県告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和六年一月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 S B ベイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
- 指定納付受託者を指定した日 令和五年十一月二十一日
- 指定納付受託者に代理納付させる歳入 クレジットカード、電子マネー又はQRコード決済を利用して納付する山梨県立博物館の使用料
- 指定納付受託者が代理納付の対象とするクレジットカード、電子マネー又はQRコード決済の種類
 - 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - VISA
 - Mastercard

(三) 盗難

- 次に掲げる電子マネー
 - 交通系IC
 - i D
 - W A O N
- 次に掲げるQRコード決済
 - PayPay
 - au Pay
 - d払い
 - メルペイ
 - 楽天ペイ
 - Alipay
 - WeChat Pay
 - 銀聯QR
- 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和六年一月一日から同年三月三十一日まで

山梨県告示第六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	山梨県都留市四日市場字瀬中の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域
瀬中の2	一点 北緯三五度三三分四三秒七〇〇〇 東経一三八度五五分〇六秒三〇九七
	二点 北緯三五度三三分四三秒四八一二

十九点	北緯三五度三三分四三秒七二三五
十八点	東経一三八度五五分〇三秒八六二四
十八点	北緯三五度三三分四三秒九八八六
十八点	東経一三八度五五分〇三秒二五四六
十七点	北緯三五度三三分四四秒八一九六
十七点	東経一三八度五五分〇二秒九九七九二
十六点	北緯三五度三三分四五秒二八九〇
十六点	東経一三八度五五分〇二秒四七一九
十五点	北緯三五度三三分四五秒九三三七
十五点	東経一三八度五五分〇二秒四七一九
十四点	北緯三五度三三分四五秒三八五一
十四点	東経一三八度五五分〇一秒七六〇二
十三点	北緯三五度三三分四五秒一〇九
十三点	東経一三八度五五分〇一秒七六〇二
十二点	北緯三五度三三分四四秒五〇一〇五
十二点	東経一三八度五五分〇二秒三一九五
十一點	北緯三五度三三分四四秒二四〇一
十一點	東経一三八度五五分〇二秒八〇九六
十點	北緯三五度三三分四三秒九四三九
十點	東経一三八度五五分〇二秒八〇九六
九點	北緯三五度三三分四三秒五三四九
九點	東経一三八度五五分〇三秒四二九六
八點	北緯三五度三三分四三秒一五五三
八點	東経一三八度五五分〇四秒〇八三六
七點	北緯三五度三三分四二秒五五七五
七點	東経一三八度五五分〇五秒九一七三
六點	北緯三五度三三分四二秒六三二〇
六點	東経一三八度五五分〇五秒八九九八
五點	北緯三五度三三分四二秒六三二〇
五點	東経一三八度五五分〇五秒八九九八
四點	北緯三五度三三分四二秒八二六七
四點	東経一三八度五五分〇五秒八八八九
三點	北緯三五度三三分四三秒一一〇三
三點	東経一三八度五五分〇五秒九九七七
三點	北緯三五度三三分四三秒一六二三
三點	東経一三八度五五分〇六秒一六二三

二十点	東経一三八度五五分〇四秒二〇二八
二十点	北緯三五度三三分四四秒二〇一八
二十一点	東経一三八度五五分〇四秒六〇七七
二十一点	北緯三五度三三分四三秒八四一一
二十二点	東経一三八度五五分〇五秒三五二八
二十二点	北緯三五度三三分四三秒八一五八
二十三点	東経一三八度五五分〇五秒四五七三
二十三点	北緯三五度三三分四三秒九〇二九
二十三点	東経一三八度五五分〇六秒一〇四二

山梨県告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年一月五日
- 二 指定道路の位置 都留市境字天神下二百六十番九
- 三 指定道路の幅員 最大十・〇メートル 最小八・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十五・八二メートル

公 告

● 笛吹川都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年一月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 笛吹川都市計画道路（三・二・六号 甲府バイパス（国道二十号））
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課
甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市建設部まちづくり整備課
縦覧期間 この公告の日から令和六年一月二十九日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年一月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 液体クロマトグラフ質量分析装置
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年十一月十四日
- 四 落札者
 - (一) 名称 アズサイエンス株式会社甲府営業所
 - (二) 住所 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居六〇〇
- 五 落札金額 三千二百九十一万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年十月五日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和六年一月十五日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三南アルプス警察署の部若草警察官駐在所の項中「鏡中条」を「鏡中條」に改め、同部鏡中条連絡所の項を削る。

附 則

この規則は、令和六年一月二十二日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番